

国立大学法人電気通信大学校章使用細則

平成22年11月24日

改正

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人電気通信大学校章規程第4条の規定に基づき、電気通信大学の校章（以下「校章」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用者)

第2条 校章を使用できる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学
- (2) 学長が指定する団体
- (3) 学長の許可を受けた団体

(使用範囲)

第3条 前条に定める者は、校章を次の各号に掲げるものに使用できる。

- (1) 校旗
- (2) 徽章
- (3) 学位記
- (4) 成績証明に関するもの
- (5) その他学長の許可を受けたもの

(使用申請)

第4条 第2条第3号及び前条第5号の許可を受けようとする者は、別記様式により事前に申請しなければならない。

2 営利を目的として校章を使用しようとする場合は、別記様式により事前に申請しなければならない。

(使用許可)

第5条 学長は、前条により申請を受けた場合は、内容を審査の上、使用を許可するか否か決定するものとする。ただし、使用目的等が次に掲げるものの一に該当する場合は、使用を許可することができない。

- (1) 特定の政治、宗教又は思想等の活動に使用する場合
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
- (3) 学長が適当でないと認めた場合

2 学長は、使用を許可するに当たり、条件を付すことができる。

(遵守事項)

第6条 校章を使用する者は、校章の品位及び尊厳の保持に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 校章の形状

(2) 校章の使用に当たっての適正な管理

(使用許可の取消等)

第7条 学長は、次に掲げるものの一に該当する場合は、校章の使用の停止、使用の許可の取消又は使用物件の回収等の必要な措置を講じることができる。

(1) 本学の名誉が傷つけられ、又はそのおそれがある場合

(2) 使用申請の内容に虚偽のあることが判明した場合

(3) この細則の定める事項に違反した場合

(4) その他学長が必要と認めた場合

(許可を受けないで使用した場合の措置)

第8条 学長は、校章の使用許可を受けずに使用している者又は使用しようとしている者に対し、その使用の停止を求めることができる。

(事務)

第9条 校章の使用に関する事務は、総務部総務企画課広報・基金・卒業生室が行う。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、校章の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成22年11月24日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

校章使用申請書

電気通信大学の校章を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

申請者の氏名（団体等の場合は、名称及び代表者の氏名）	
申請者の住所（団体等の場合は、団体等の住所）	
連絡先	電話：
	E-Mail：
使用目的	
使用方法	
使用図案	別添のとおり